

パートタイム職員に「図書カード」が配布されました

－パートタイム職員のボーナス支給要求は継続－

組合はパートタイム職員へのボーナス支給を最大の要求事項として使用者との交渉を続けてきました。3月23日の団体交渉では、ボーナス支給自体は拒否されましたが、学長自身が「パートタイム職員の労に報いる気持ちはある」と表明しました。それを具体化する形で組合に対し「図書カード」を配布するとの説明が行われました。組合の要求とはかけ離れた内容であり、納得できるものではありません。ただし、使用者が「労に報いる」形を具体化したことは一定の前進と受け止めています。今後はこの措置の継続を最低限のものとして、ボーナス支給実現を目指した取り組みを継続します。

使用者の提案内容

まず、4月24日に組合に情報提供された内容をお知らせします。

対象者及び支給額	4月在職者で今後6ヶ月以上の雇用が見込まれるパートタイム職員、TA、RAを除く。対象者については4月中に各部局に照会する。 ・週30時間以上、3年以上継続している者 図書カード 10000円 ・その他 図書カード 5000円
その他	この措置の効果を確認するため事後にアンケートを行う。

説明時点で使用者の把握している人数は、10000円対象者が207名、5000円対象者が458名です。必要経費は436万円であり、学長裁量経費を使って連休明けには配布したいとしています(5月前半までに配布が行われています)。なお、配布の趣旨はパートタイム職員の研修機会が勤務時間の関係で少なくなっている事情を踏まえ、自己研鑽のための図書を購入してほしいとのことでした。目的はあくまで自己研鑽であり、事後に効果を確認するためのアンケートを実施するとしています。組合は学長が述べた「労に報いる」という趣旨を明示するよう求めましたが、受け入れませんでした。しかし、3月23日の団体交渉での学長発言を具体化した措置であることは認めました。

最大1万円という提案ですが、増額できないのかという組合の要求には「1万円を超えると所得税法上課税の対象になる」との説明がありました。組合は「そもそもボーナス支給を要求しているのであり、その説明は納得できない」と主張しましたが、使用者は人件費に含めない対応という立場を崩しませんでした。

人件費増に結びつかない対応という使用者の主張には納得できません

1万円というわずかな額に抑えた理由をみても使用者が「人件費削減のため、パートタイム職員へのボーナス支給は行わない」という立場に固執したままであることは明らかです。

確かに国立大学法人は国からの人件費削減要請を受けています。しかし、法人化後の人件費の動向、増えた場合の要因、国の要請の具体的内容、これらについて使用者はまったく説明していません。一方で報奨金制度を新設・拡大していますが、受け取った教員の中からは「報奨金ではかなりの額が税金に取られてしまう。研究費のほうが良い」との声も上がっています。報奨金制度に疑問を持ち、受け取りを断った教員もいます。このような制度を続けながら、「人件費削減の必要があるからパートタイム職員にボーナスを支給しない」という説明に納得できるはずはありません。

とは言え、今回の措置は「パートタイム職員の労に報いる」との学長の考えを具体化したものです。そして、この行為が組合の要求への対応策として取られたことも事実です。成果といえる内容ではありませんが、組合活動の一つの結果と受け止めています。

赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No21
2012. 5. 21

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>